

## 猫の譲渡推進の取組について

多頭飼育崩壊の発生や、やむを得ない理由などにより市が引き取った猫について、適正な収容・譲渡を推進するため、「猫の一時保護施設の運用」及び「猫の一時預かりサポーター制度」を開始するとともに、市で収容した猫の獣医療に係る協力体制について、一般社団法人相模原市獣医師会と協定を締結しましたので、お知らせします。

### 1 猫の一時保護施設

市が引き取った猫を収容するため、次の機能を有する施設を整備しました。

- (1) 収容エリア：24基の専用ケージを設置
- (2) 馴らし室：人馴れ（馴化）・運動スペース
- (3) 観察室：健康チェック等
- (4) トリミング室：洗浄等

※ 具体的な所在地は周知しておりません。



### 2 猫の一時預かりサポーター制度

市が収容した猫に新しい飼い主が早期に見つかるよう、各ご家庭で一時的に預かり、お世話しながら馴化等を行うボランティア制度。

預かりサポーターにご協力いただける方は、下記URLまたは右記二次元コードより詳細をご確認ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/kenko/1026628/pet/1013868.html>



### 3 一般社団法人相模原市獣医師会との協定締結

市で収容した猫の譲渡に向け、ウイルス検査やワクチン接種などの獣医療に係る協力体制を構築するため、一般社団法人相模原市獣医師会と協定を締結しました。

 ペットは最後まで愛情と責任を持って適正に飼いましょう 

問合せ先

生活衛生課

直通電話 042-769-8347